精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理の準備に関する協定

精華町国民健康保険病院（以下「精華病院」という。）の管理に関し、精華町（以下「甲」という。）と医療法人医仁会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理の準備に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、精華病院の管理に関する業務について、乙が指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けたことから、今後、甲及び乙が互いに誠意を持って連携を構築したうえで、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）及び精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）の締結に向けて、甲及び乙の義務を定め、その他精華病院の管理に関する業務を円滑に実施するための必要事項及び準備事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第２条　甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理業務）

第３条　乙は、甲が乙を指定管理者として指定した期間（以下「指定期間」という。）において、精華町国民健康保険病院設置及び管理に関する条例（平成１７年精華町条例第３２号。以下「設置等に関する条例」という。）第５条各号に掲げる精華病院の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

（指定管理に係る協定）

第４条　甲及び乙は、管理業務の細目その他の事項（以下「協定事項」という。）を定めるため、基本協定及び年度協定を締結するものとする。

２　基本協定では、協定事項のうち、乙が指定期間に継続して実施する事項を定めるものとする。

３　年度協定では、協定事項のうち、甲の予算執行を伴うため年度ごとに定める必要のある事項を定めるものとする。

４　甲及び乙は、協定事項を定めるにあたり、必要な事項について十分に協議するものとする。

５　甲及び乙は、前項の協議においては、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年精華町条例第２６号。以下「手続条例」という。）第２条の規定に基づき甲が定めた精華町国民健康保険病院の指定管理者の募集に関する要領（以下「募集要領」という。）における「指定管理条件」並びに募集要領に基づき乙が提案した精華病院において実施しようとする医療の内容その他精華町長が定める事項並びに手続条例第３条に基づき提出した事業計画書及び収支計画書に基づいて、良質な医療を町民に提供できるよう努めなければならない。

（準備行為）

第５条　乙は、本協定締結後平成１８年３月３１日までの間（以下「準備期間」という。）について、自己の費用と責任において管理業務の実施に関し、次の各号に定める必要な準備行為を行うものとする。

（１）管理を開始するにあたり必要な備品（医療用機器、患者用・事務用什器備品類等）は、備品台帳に基づき、数量及び有無の確認並びに機能の適正性等を確認のうえ、不足するもの及び支障のあるものはその負担と責任において補充の準備をすること。

（２）カルテ・フィルム等の患者等に関するデータを個人情報の取扱い等に十分に留意し、適正に引き継ぐ準備をすること。

（３）給食、清掃、一般廃棄物、医療系産業廃棄物等の委託業務の業者をあらかじめ選定しておくこと。

（４）薬剤その他必要な材料を適正に準備すること。

（５）管理業務に関する事務関係書類等をあらかじめ準備すること。

（６）医師、看護師その他必要な医療スタッフ等を確保し、体制を確定すること。

（７）精華病院職員が、乙の雇用条件に同意し、再就職を希望した場合は全員雇用できるようにすること。

（８）十分な職員研修を行い滞りなく移管できるようにすること。

（９）その他乙が必要と認める準備行為。ただし、事前に甲に報告し、承認を得るものとする。

２　甲は、前項の準備行為を円滑かつ確実に行うことができるよう、乙に必要な助言及び協力を行う。

３　乙は、第１項の準備行為について、病院会計準則の適用の基に会計処理を行うとともに、甲が必要と認めるときは、その処理の状況を報告するものとする。

（施設及び設備の改修）

第６条　準備期間に実行すべき施設及び設備の改修工事（施設及び設備の機能維持のために必要な工事等をいう。）については、乙の申し出に基づき、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。

（指定管理に係る協定の不調の場合の処理）

第７条　甲、乙いずれの責めにも帰すことができない事由により基本協定及び年度協定の締結に至らなかった場合、甲及び乙が管理業務の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務は生じないものとする。

（協定の変更）

第８条　甲及び乙は、天災地変、社会経済情勢の著しい変動等により、本協定に定める事項が実態にそぐわなくなったときは、双方協議のうえ、内容を変更することができる。

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は、本協定に関する事項について知り得た情報を相手方の事前の承認を得ることなく第三者に開示しないものとし、及び本協定の履行の目的以外には使用しないものとする。ただし、法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

（疑義の決定）

第１０条　本協定に定めのない事項が生じ、又は本協定に疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１８年　２月２２日

甲　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻７０番地
精華町
精華町長　　木　　村　　要

乙　京都市伏見区石田森南町２８番地の１
医療法人医仁会
理事長　　武　　田　　隆　　久